#### 令和6年度東京都私立高等学校等

# 奨 学 給 付 金

### Q&A~よくお問合せをいただくご質問~

#### 1. 申請について

- Q1. 昨年度に申請をした場合、今年度の申請は必要ですか。
  - A. 必要です。必ず学年(年度)ごとに申請してください。申請は毎年度1回です。申請期間を過ぎた場合は受け付けできません。 また、年度を遡って申請することはできません。
- Q2. この制度は「就学支援金」や学校の授業料減免制度と併用できますか。
  - A. 併用できます。「東京都育英資金」や、他の奨学金等の貸付けを受けていても対象となります。
- Q3. 都外に転居の予定があります。申請できますか。
  - A. 申請年度の7月1日時点で都内に住所を有していれば、当財団に申請してください。なお、申請書類の不備対応等で、郵送により連絡する場合がありますので、申請後に転居される場合は、必ず郵便局に転送届を提出してください。
- Q4.生徒が高等学校を卒業後、専修学校高等課程に入学しました。申請できますか。
  - A. 申請できません。「奨学給付金」は、就学支援金の対象校を卒業しているなど、就学支援金又は学び直し支援金の支給を受ける 資格がない場合は対象外です。
- Q5.6月に退学しましたが申請できますか。
  - A. 退学した学校では申請できません。申請年度の7月1日現在で在学している必要があります。
- Q6. 令和6年7月2日以降に入学しましたが、申請できますか。
  - A. 申請日現在で在学していれば申請できます。
- Q 7. 東京都の「私立学校被災生徒等臨時支援金」の支給を受けています。「奨学給付金」と併用できますか。
  - A. 東日本大震災又は大規模災害により被災し、都内の私立学校に転入学された方に対する「私立学校被災生徒等臨時支援金」と は併用できません。
- Q8. 被災して制服の再購入が必要になりました。制服代の補助がありますか。
  - A. 着用を義務付けられている制服が災害等により喪失・毀損し、制服の再購入が必要な場合、給付額に 81,000 円の加算支給があります。対象の方は下記「問合せ先」にご相談ください。
- Q9.保護者が海外に赴任しており、「課税証明書・非課税証明書」が入手できません。申請できますか。
  - A. 所得の確認ができないため、申請できません。
- Q10. 申請登録で入力する「就学支援金申請システム(e-Shien)のログイン ID」と「就学支援金受付番号」は何を見たらわかりますか。
  - A.「就学支援金申請システム (e-Shien) のログイン ID」は、学校から配布される「ログイン ID 通知書」をご確認ください (8 桁の数字)。「就学支援金受付番号」は、次の手順でご確認ください。

<e-Shien にログイン➡「認定状況」の表示をクリック➡「審査結果情報」に記載されている受付番号 (R から始まる 15 桁の英数字)を確認>

なお、都内の学校に通われていて、5月末までに初めて就学支援金を申請した方または昨年度就学支援金を申請した方のみ入力 が必要となります。

#### 2. 申請者について

- Q11. 生徒の両親以外が生徒を扶養している場合は申請できますか。
  - A. 生徒の親権者がご申請ください。ただし、ご事情により親権者以外の他の人の収入により生計を維持している場合は、その人が申請してください。詳しくは、下記「問合せ先」へご相談ください。
- Q12. 高校3年生の生徒が成人(18歳)しましたが、生徒本人が申請者となりますか。
  - A. 生徒が成人(18歳)に達した以後も、家族構成等に変更がなく、成人に達する日以前の日において保護者であった者(両親等)の収入により生計を維持している実態に変更がない場合には、保護者(両親等)が申請してください。

#### Q13. 保護者がいません (成人している場合等)。本人が申請できますか。

- A. 生徒が、他の人(配偶者等)の収入により生計を維持している場合はその人(配偶者等)が申請してください。生徒本人のみで本人の生計を維持していることが確認できるなど、一定の条件に該当する場合は、生徒本人が申請者となることができます。 詳しくは、下記「問合せ先」にご相談ください。
- Q14. 親権を行う児童福祉施設の長です。申請できますか。
  - A. 生徒に対して見学旅費又は特別育成費が措置されている場合は対象外です。措置されていない場合は申請できます。
- Q15. マイナ保険証を使用しており、生徒の兄弟姉妹の扶養を確認できる書類がありません。どうしたらいいですか。
  - A. 課税証明書・非課税証明書で扶養人数の確認ができる場合は保険証の提出は必要ありません。課税証明書・非課税証明書にも 記載がない場合は、下記「問合せ先」にご相談ください。

#### 3. 申請サイトについて

- Q16. パスワードを忘れました。
  - A. ログイン画面下の「パスワードをお忘れですか?」をクリックし、ユーザ名(申請時に登録したメードアドレス)を入力してください。登録されたメールアドレスにパスワード変更メールが届きます。記載された URL からパスワードを変更してください。
- Q17. 昨年度のユーザ ID でログインができません。
  - A. 令和5年度は「申請時に登録したメールアドレス+.phs」がユーザー名(ユーザ ID)でしたが、**令和6年度から「.phs」が不要となり、「申請時に登録したメールアドレスのみ」がユーザ ID になりました。**ユーザ ID に「.phs」を付けず、メールアドレスのみ入力してください。
- Q18. 変更後のメールアドレスでログインができません。
  - A. メールアドレスを変更しても、ユーザ ID は「申請時に登録した最初のメールアドレス」のまま変更されません。結果通知等の メールの送信先のみ変更されます。登録変更前のメールアドレスをユーザー名欄に入力してログインしてください。
- Q19. 在学する学校名が出てきません。
  - A. 学校種別や課程に間違いがないかご確認ください。正しい学校名を入力しても候補が表示されない場合は、下記「問合せ先」へ ご連絡ください。
- Q20. 申請を一時中断したいのですが、入力した内容を途中で保存できますか。
  - A. ステップ 1 からステップ 4 まで進むと入力内容を一時保存することができます。ただし、ステップ 1~4 の必須項目をすべて入力していないと一時保存できません。また、ステップ 5 でアップロードした画像は一時保存できません。申請を再開した時に再度アップロードしてください。
- Q21. 申請内容を後から確認することはできますか。
  - A. マイページにログインし、下方にある「表示」ボタンを押すと、今年度の申請内容を確認できます。
- Q22. 申請完了後、書類不備のメールが届きました。どうしたらいいですか。
  - A. マイページにログインし、「不備訂正」ボタンを押して、修正または書類の再アップロードをしてください。
- Q23. 申請完了後、メールアドレスの変更を行いたいです。どうしたらいいですか。
  - A. マイページにログインし、「連絡先変更」をクリックして変更後のメールアドレスを入力してください。ただし、ログイン時に使用する「ユーザ ID」は最初に登録したメールアドレスから変更されません。

#### 4. 今年になって収入が減った場合について

- Q24. 今年になって収入が減り、家計が急変しましたが、今年度の住民税額には反映されません。何か特別な助成制度はありますか。
  - A. 申請年の1月1日以降に家計が急変し、年収見込額が住民税非課税相当になった世帯を対象とした「奨学給付金制度(家計急変)」 があります。要件、申請時期等の詳細は、別途、8月頃私学財団のホームページでご案内します。

#### 5. 住民税額等が減額になった場合について

- Q25. 6~7月の申請期間が終了した後に住民税額が減額変更になり、申請要件を満たすことになったのですが、申請 することはできますか。
  - A. 特別申請期間中に申請できます。令和7年1月上旬に特別申請期間を設けて申請を受け付ける予定です。日程などの詳細については、11月下旬以降に財団のホームページをご覧いただくか、下記「問合せ先」にご相談ください。なお、特別申請終了後に、申請を受け付けることはできません。

#### 6. 振込先口座について

- 。 Q26. 振込先口座は配偶者や生徒名義の口座でも振り込まれますか。
  - A. 振り込みできません。振込先口座は、必ず申請者名義(個人)の口座をご指定ください。

#### Q27. ゆうちょ銀行の店名・口座番号はどうやって確認できますか。

A. ゆうちょ銀行の通帳に印字された他金融機関からの振込の受取口座用の「店名」・「口座番号」を確認してください。「記号」・「番号」ではありません。

ゆうちょ銀行の店名・口座番号の通帳記載例 【店名】一九八【店番号】198【口座番号】0123456

## 問合せ先

#### 東京都私学就学支援金センター奨学給付金担当

**23**03-5206-7925 (土日・祝日・年末年始を除く9:15~17:00)

※6~7月の申請期間中は、土曜日も電話受付を行う予定です。

※時間帯によっては、電話がつながりにくい場合があります。

何卒、ご理解ご了承のほどお願い申し上げます。

東京都私学財団

検索 🛓

https://www.shigaku-tokyo.or.jp